

本日討議いただきたい事項

1. 前払式支払手段：送金サービスとの間の利用者資金の保全規制等の平準化

前払式支払手段について、送金サービス（資金移動業）との間で利用者資金の保全規制等の平準化を図るべきであるとの指摘もある。一方、前払式支払手段は多種多様であり、例えば、小売店が発行する自店舗のみで用いることができる紙の商品券を含めた、すべての前払式支払手段について、一律・画一的に、送金サービスとの間で平準化を図る必要はないと考えられる。

こうしたことのほか、前払式支払手段発行者の事業への影響にも配慮しつつ、仮に、将来的に、送金サービスに類似する前払式支払手段に限り、送金サービスとの間で平準化を図ることとする場合、対象とする前払式支払手段の範囲について、どう考えるか。例えば、①「紙型」・「磁気型」、「IC 型」、「サーバ型」といった区分や、②「自家型」、「第三者型」といった区分について、どう考えるか。

その他、送金サービスとの間で平準化を図ることを考えるにあたり留意すべき点について、どう考えるか。例えば、「IC 型」「サーバ型」の前払式支払手段について、I) いわゆるチャージ額、II) 1回あたりの支払額、に関する法令上の制限は存在しないものの、現実には、I)・II) それぞれを数万円程度に制限して提供されているものが多いことについて、どう考えるか。

2. 送金サービス（資金移動業）：利用者トラブルへの対応

送金サービスは、利用者が安心して用いることができる、安定した決済の手段である必要がある。この点、以下を踏まえつつ、送金サービス提供者による自主的な取組みによる対応も含め、利用者トラブルに対応していく必要があると考えられるが、その際留意すべき点について、どう考えるか。

(1) （前払式支払手段のような）加盟店に関する規定

i) 送金サービスは、商品・サービスの購入とは無関係の送金を含め、広く送金一般に用いられていること、ii) インターネット上における個人間の物品取引が広く行われている今日においては、個人と「加盟店」の区別がそもそも困難になりつつあること、について、どう考えるか。

(2) （信用購入あっせん業のような）抗弁権の接続に関する規定

上記 i)・ii) について、どう考えるか。また、送金サービスは決済の手段として広く用いられているところ、いったん完了した決済が（あとから）取り消されうることとなれば、決済の安定性にマイナスの影響を与える側面もあると考えられるが、どう考えるか。

(3) いわゆる無権限取引が行われた場合の利用者の負担

利用者資金の受入額や1回あたりの送金額を、自主的に少額に制限している送金サービス提供者も多いところ、これらについては、いわゆる無権限取引が行われた場合の利用者の負担も既に限定されていると考えられるが、どう考えるか。

3. その他

このほか、「決済」分野に係る検討を進めていく上で、留意すべき論点はあるか。

(以 上)